○九州地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日　九州地方整備局長　吉崎　収

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
北多久市大字小侍一一番二九から同市大字小侍一一番二五まで	一般国道三百三号	一般国道

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北多久市大字小侍一一番二九から同市大字小侍一一番二五まで	後前	一一三・三〇メートル 七・二 八・二 八七・二メートル	一一キロメートル 三三・メートル 四六・二メートル 七七九九メートル

○沖縄総合事務局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
長浜原一番一田平良石原二三五二番一から同市字許田まで	五十八号	一般国道

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
長浜原一番一田平良石原二三五二番一から同市字許田まで	後前	五三六・九六 四二・六四 七三・七 六八・二八メートル	〇〇キロメートル 〇・〇メートル 六六ニニメートル

○沖縄総合事務局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
五十八号	浜原一番一数久田平良石原二三五二番一から同市字許田まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十八日

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

一級河川水系紀の川水系河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第二項の規定に基づき、平成二十四年十二月五日、第六項の規定により公表をした紀の川水系河川整備計画を決定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十四年十二月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 24 年 12 月 28 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

道路の種類	路線名	区間
一般国道	56号	高知市北新田町1908番１から同市桟橋通三丁目61番３までの上下線

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成24年度の平成24年10月末における国庫歳入歳出状況は、次の通りである。

平成 24 年 12 月 28 日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	42,346,000,000	3,321,159,206	7,054,019,000	10,375,178,206	△31,970,821,793	24.5
租税	41,314,000,000	3,238,981,828	6,665,752,600	9,904,734,429	△31,409,265,570	23.9
所得税	13,491,000,000	1,092,419,969	4,172,333,784	5,264,753,753	△8,226,246,246	39.0
法人税	8,808,000,000	481,276,959	22,107,689	503,384,648	△8,304,615,351	5.7
相続税	1,430,000,000	109,285,820	236,297,821	345,583,641	△1,084,416,358	24.1
消費税	10,423,000,000	1,093,259,110	844,622,256	1,937,881,367	△8,485,118,632	18.5
酒税	1,339,000,000	126,195,063	233,267,949	359,463,012	△979,536,987	26.8
たばこ税	945,000,000	90,410,773	257,980,722	348,391,496	△596,608,503	36.8
揮発油税	2,611,000,000	94,669,818	433,640,340	528,310,159	△2,082,689,840	20.2
石油ガス税	11,000,000	888,074	1,818,584	2,706,658	△8,293,341	24.6
航空機燃料税	44,000,000	4,353,062	11,868,021	16,221,084	△27,778,915	36.8
石油石炭税	546,000,000	12,233,070	91,590,511	103,823,582	△442,176,417	19.0
電源開発促進税	329,000,000	26,445,396	76,979,947	103,425,344	△225,574,655	31.4
自動車重量税	417,000,000	31,759,315	67,641,912	99,401,227	△317,598,772	23.8
関税	910,000,000	74,965,440	212,205,926	287,171,367	△622,828,632	31.5
とん税	10,000,000	819,872	3,391,943	4,211,816	△5,788,183	42.1
地価税	—	—	133	133	133	—
旧税	—	80	5,056	5,136	5,136	—
印紙収入						
印紙収入	1,032,000,000	82,177,377	388,266,399	470,443,777	△561,556,222	45.5
官業益金及官業収入						
官業収入	16,683,036	1,379,239	8,048,405	9,427,645	△7,255,390	56.5
政府資産整理収入	152,191,337	7,943,332	68,033,355	75,976,687	△76,214,649	49.9
国有財産処分収入	100,534,967	7,900,829	28,927,580	36,828,410	△63,706,556	36.6
回収金等収入	51,656,370	42,502	39,105,774	39,148,277	△12,508,092	75.7
雑収入	3,575,057,138	121,012,541	2,549,229,456	2,670,241,998	△904,815,139	74.6
国有財産利用収入	69,779,956	6,285,732	44,743,190	51,028,923	△18,751,032	73.1
納付金	581,436,140	34,851,960	250,073,766	284,925,727	△296,510,412	49.0
諸収入	2,923,841,042	79,874,848	2,254,412,499	2,334,287,347	△589,553,694	79.8
公債金						
公債金	44,244,000,000	1,136,327,334	2,957,199,362	4,093,526,697	△40,150,473,302	9.2
合計	90,333,931,511	4,587,821,655	12,636,529,580	17,224,351,235	△73,109,580,275	19.0